

第1章 包括外部監査の概要

(1) 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

(2) 特定の事件（監査テーマ）

指定管理者制度の運用状況及び導入施設の管理運営状況について

(3) 特定の事件（監査テーマ）の選定理由

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図る目的で平成15年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」によって創設された。出雲市においては、平成16年度以降順次指定管理者制度が導入され本格的に導入されたのは平成18年度である。その後、新規の導入或いは更新（再選定）がされて現在に至っているが、指定管理者制度創設から相当の年数が経過している。そこで、指定管理者制度の運用状況の実態を確認し、その効果または問題点等を抽出し検討することが、住民サービスの向上及び出雲市の厳しい財政状態の改善に有用と考えた。

(4) 外部監査対象期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日

（但し、必要に応じて過年度分及び次年度分も監査対象とした。）

(5) 外部監査実施期間

平成25年6月6日から平成26年2月20日まで

(6) 外部監査補助者の資格及び氏名

税理士 金山知明

税理士 糸賀 巧

(7) 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

（注意事項） 報告書中の数値については、表示単位未満の数値を端数処理しているため実際の数値と完全に一致しない場合がある。また、表中の数値について、「その他」として合計した数値を使用している場合がある。